

資料5

令和8年2月選出

御殿場市議会役職及び各種委員等調

御 殿 場 市 議 会

## 御殿場市議会役職及び各種委員等調

整理番号	役職又は委員会等の名称	根拠法令又は選任方法等	選任数 ( ) 定数	法令等による任期	申合せ任期	備 考
A- 1	議長	自治法第103条第1項	1人	4年	1年	
A- 2	副議長	同 上	1人	4年	1年	
A- 3	常任委員会委員	自治法第109条第1項及び委員会 条例第8条（議長の指名による）	総務 7人 福文 7人 経環 7人 広報 11人 予決 21人	2年 ※広報は 1年 ※予決は 4年	—	三常任委員会（総務、福文、経環）は、原則2年で交代とし、割振りは各会派で調整する。 広報は、御殿場市議会だより編集方針による。
A- 4	常任委員会委員長	委員会条例第9条（委員会にて互選）	1人	2年 ※広報は 1年 ※予決は 4年	1年	予算決算委員長は、副議長を充てる。
A- 4	常任委員会副委員長	同 上	1人	2年 ※広報は 1年 ※予決は 4年	1年	予算決算副委員長は、議会運営委員会副委員長を充てる。
A- 5	議会運営委員会委員	自治法第109条第1項及び委員会 条例第8条（議長の指名による）	8人	1年	—	会派及び議会運営委員会の運営に関する内規により会派から選出
A- 6	議会運営委員会委員長	委員会条例第9条（委員会にて互選）	1人	1年	—	
A- 6	議会運営委員会副委員長	同 上	1人	1年	—	

整理番号	役職又は委員会等の名称	根拠法令又は選任方法等	選任数 ( ) 定数	法令等による任期	申合せ 任期	備 考
A- 7	議会改革特別委員会委員	自治法第109条第1項及び委員会 条例第8条（議長の指名による）	7人	付議された事件が 議会において審議 されている間	—	令和4年3月定例会の議 員提出議案第3号におい て、設置期間を「議員の 任期終了まで」で議決
A- 8	議会改革特別委員会委員長	委員会条例第9条（委員会にて互選）	1人	委員の 任期	—	
A- 8	議会改革特別委員会副委員長	同 上	1人	委員の 任期	—	
B- 9	御殿場市監査委員	自治法第196条 （議会の同意を得て市長が選任）	1人 (2人)	議員の 任期	2年	
C-10	御殿場市・小山町広域行政組合議会 議員	御殿場市・小山町広域行政組 合規約第5条及び第6条（御殿場市7人・ 小山町5人：議員のうちから選挙）	7人 (12人)	議員の 任期	2年	総務委員会から 3人 福祉文教委員会から2人 経済環境委員会から2人

整理番号	役職又は委員会等の名称	根拠法令又は選任方法等	選任数 ( ) 定数	法令等による任期	申合せ 任期	備 考
D-11	御殿場市土地開発公社理事及び監事	御殿場市土地開発公社定款第7条 (理事及び監事は市長が任命)	理事 3人 (16人) 監事 1人 (2人)	2年	—	総務委員会から 1人 福祉文教委員会から1人 経済環境委員会から2人
D-12	公務災害補償等認定委員会委員	御殿場市議会の議員その他非常勤の 職員の公務災害補償等に関する条例 第4条 (市長が委嘱)	1人 (5人)	3年	—	副議長
E-13	御殿場市交通安全対策委員会委員	御殿場市交通安全対策委員会規約第 4条 (市長「会長」が委嘱)	2人 (50人以内)	1年	—	議長 経済環境委員会から1人
E-14	駿東地区交通災害共済組合議会議員	駿東地区交通災害共済組合規約第5 条 (議員の中から選挙)	1人 (8人)	4年	—	議長
F-15	御殿場市防災会議委員	御殿場市防災会議条例第3条	2人 (40人)	2年	—	議長 総務委員長
F-16	御殿場市国民保護協議会委員	御殿場市国民保護協議会条例第3条 (市長が任命)	2人 (35人)	2年	—	議長 総務委員長

整理番号	役職又は委員会等の名称	根拠法令又は選任方法等	選任数 ( ) 定数	法令等による任期	申合せ 任期	備 考
G-17	国立駿河療養所将来構想検討委員会委員	国立駿河療養所将来構想検討委員会設置要綱第3条(市長が委嘱)	1人 (20人以内)	2年	—	福祉文教委員長
G-18	御殿場市地域医療体制審議会委員	御殿場市地域医療体制審議会設置条例第3条第2項第4号(市長が委嘱)	3人 (20人以内)	2年	—	総務委員会から1人 福祉文教委員会から1人 経済環境委員会から1人
G-19	御殿場市民生委員推薦会委員	民生委員法第8条第2項(市長が委嘱)	2人 (14人以内)	3年	—	福祉文教正副委員長
G-20	御殿場市救急医療センター運営委員会委員	御殿場市救急医療センター条例第6条及び御殿場市救急医療センター運営委員会規則第3条第2項第1号(市長が委嘱)	3人 (15人以内)	2年	—	総務委員会から1人 福祉文教委員会から1人 経済環境委員会から1人
G-21	御殿場市・小山町地域医療体制検討委員会委員	御殿場市・小山町地域医療体制検討委員会設置要領第3条	1人	2年	—	福祉文教委員長 (新規)
H-22	御殿場市農業再生協議会委員	御殿場市農業再生協議会規約	1人 (37人)	1年	—	経済環境委員長
H-23	御殿場市農業経営改善計画認定審査会委員	御殿場市農業経営改善計画認定審査会設置運営要領	1人 (9人)	2年	—	経済環境委員長
H-24	職業訓練法人駿東地域職業能力開発協会理事	職業訓練法人駿東地域職業能力開発協会定款	1人 (25人以内)	2年	—	経済環境委員会から1人
H-25	御殿場市雇用対策協議会委員	御殿場市雇用対策協議会規約	1人 (13人)	1年	—	経済環境委員会から1人
H-26	『スポーツタウン御殿場』推進協議会委員	『スポーツタウン御殿場』推進協議会規約第4条第1項	4人	2年	—	議長、三常任委員長

整理番号	役職又は委員会等の名称	根拠法令又は選任方法等	選任数 ( ) 定数	法令等による任期	申合せ 任期	備 考
I-27	御殿場市都市計画審議会委員	都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令第3条第1項（市議会の議員につき、市長が任命）	4人 (15人以内)	2年	—	総務委員会から 1人 福祉文教委員会から 1人 経済環境委員会から 2人
I-28	御殿場市新東名高速道路建設促進協議会委員	御殿場市新東名自動車道建設促進協議会設置要綱第3条	6人 (42人)	2年	—	正副議長、三常任委員長、議会運営委員長
I-29	御殿場市空家等対策協議会委員	御殿場市空家等対策協議会設置条例第3条第2項第3号（市長が委嘱）	1人 (15人以内)	2年	—	経済環境委員会から 1人
J-30	御殿場市青少年問題協議会委員	御殿場市青少年問題協議会条例第3条第2項第1号（市長が委嘱）	1人 (30人以内)	2年	—	福祉文教委員会から 1人